

第2回名勝円山公園保存管理計画策定委員会 議事録（要旨）

日時：平成27年2月7日（土）15：00～17：00

場所：東山区総合庁舎（北館） 会議室

1 開会

（1）あいさつ

（藤原局長）

- ・本日は、「第2回京都市名勝円山公園保存管理計画策定委員会」を開催させていただき、心よりお礼申し上げます。
- ・本日の委員会では、「円山公園をゾーン分けし、それぞれのゾーンの本質的価値を構成するものはなにか」、「構成要素毎の保存管理のあり方をどのように考えていくべきか」を中心にご議論いただきたい。
- ・本委員会は、2ヶ年をかけた議論を予定している。来年度以降も名勝円山公園の保存管理について議論を深めていただき、より良い計画を策定できるよう引き続き指導いただきたい。
- ・なお、本委員会委員長を勤めていただいている尼崎先生におかれては、長年、京都市の文化向上に格別に助力いただいたことから、昨年11月に京都市文化功労者として表彰をさせていただきました。尼崎先生におかれては今後増々京都市への指導をお願いさせていただき、冒頭のあいさつとさせていただきます。

（2）出席者の紹介

2 議事

（1）名勝円山公園の保存管理の方向性について

1）青木調査官のあいさつ

A（以下同じ）

- ・本日は文化庁より青木調査官が来られているので、最初に挨拶いただきたい。

（青木調査官）

- ・現地視察で、名勝円山公園は広さがあり、かつ、公園として様々な面を有している名勝であることを再確認した。様々な面を有しているが故に、これまで文化財として十分に検証されてこなかった箇所も確認されたので、本委員会で「保存管理をどのようにしていくか」ということについて議論を深め、名勝円山公園をより良い状態で保存管理していただければと考えている。

2）資料説明

- ・事務局から、資料1・資料2の説明。

3）質疑応答

A

- ・委員Bから第1回委員会で、7代目、8代目植治が公園整備に関わったとの指摘をいただい

たが、本計画では植治という括りのなかで資料を作成させていただきたい。

B

- ・植治という標記については了解した。

A

- ・資料1でとりまとめた第1回委員会での指摘事項への対応方針については問題ないと考えている。
- ・引き続き資料2について、質問や意見を伺いたい。
- ・江戸期の本質的価値として、八坂の往来の要所であったと整理されている。往返所という表現を来訪者の通過動線という意味で整理しているが、通路としての役割を主に果たしていたという理解でよいのか。

C

- ・往返所は、花洛名所図会の真葛ヶ原の解説文を引用したと考えるが、どのように表現すべきかの判断は難しい。
- ・4つ目の本質的価値として都市公園法施行以降に都市公園としての価値を有したとの整理がされているが、明治期の太政官布達以降、江戸期の成り立ちを踏まえながら、公園としての価値を有したことが特徴である。2つ目の本質的価値の説明文を充実いただければと思う。

A

- ・昭和31年以降、都市公園法に基づく都市公園として、公園機能の拡充に一層努めたということを示すために4点目があると理解している。

C

- ・都市公園法が施行され、全国的にも公園行政が一層充実したことは確かであるが、太政官布達に基づく公園行政の成り立ちについても踏まえるべきである。

A

- ・本質的価値の説明文に明治19年の公園開設について記載されていない。2点目の本質的価値の説明文にその点について記載があっても良いのではないか。

(事務局)

- ・2点目の説明文で市内最古という表現を用いている。市内最古とは明治19年の公園開設のことを意味している。
- ・本資料では、名勝公園と都市公園という表現を用いている。円山公園は、昭和30年以前は名勝としての位置づけが強かったが、昭和31年に都市公園法に基づく都市公園となって以降、新たに都市公園法に基づいた価値が付加されたと考えている。

C

- ・公園によって名勝地が保存されたという意味では、明治19年の公園開設が契機である。それ以降、明治末期から大正初期にかけての武田五一と植治による整備、昭和期の都市公園法に基づく公園管理と整理すると、より理解しやすい。

D

- ・本質的価値の1点目と4点目は、往来の要所として、また、都市公園として円山公園をどのように利用してきたかという経緯であると理解する。一方で、2点目と3点目は、名勝地保存として、また、武田五一と植治の庭づくりとして、円山公園の名勝地・文化的施設としての価値を評価していると理解する。そうすると、1点目と4点目が時系列で、2点目と3点目が公園の魅力で整理されているように受け止められるので、表現を再検討すべきでないか。
- ・円山公園の場所性を踏まえると、その評価や価値は、折々の時代によって人の手が加えられ、より魅力が高まった箇所がある一方で、劣化した箇所もあると考えられる。本質的価値の整理にあたっては、そのような点についても踏まえるべきではないか。

(事務局)

- ・資料3で、本質的価値を構成する諸要素の変遷について時代を踏まえ整理させていただいている。

B

- ・円山公園は日本でも初期に整備された公園である。その整備にあたっては武田五一先生がどのように関わったのかということを確認できればと思い視察していた。やはり、武田先生は当時日本にはなかったヨーロッパ的な広がりのある公園を日本に取り入れようとしたのであり、そのことは現在の円山公園からも伺える。例えば、鉄砲の弾型をしたような柵を利用した地割、ひょうたん池の噴水、瓦斯灯やベンチなどは、武田先生による指導ではないか。
- ・武田先生の計画のなかで、植治は自然を活かした庭づくりをおこなったと思われるが、現在の円山公園には植治がつくろうとした風情が感じられにくいような状況になっている。

C

- ・ひょうたん池に架る石橋も武田五一の設計であるとの記録がある。武田五一自身がその設計に携わったかどうかは定かではないが、当時の京都の造園界の元締め的な存在として、植治などへ施工を指示していたのではないかと推測される。

E

- ・資料2の1頁左側に「我が国にとって欠くことのできない国土美」とあるが、国土美という表現に違和感がある。東山山麓が国土美であるとは思えないので、国土美という表現を修正してもらいたい。

A

- ・名勝の指定基準で用いられる用語であるが、それをなじむ言葉にしてもよろしいか。

(青木調査官)

- ・指定基準の文言なので、入れないといけないという事はない。

A

- ・保存管理の目標と考え方を、保存管理と活用に大きく区分したとこの説明であるがこれによるしいか。

(各委員)

- ・異議なし。

A

- ・区域区分の「圓山山麓」の「圓山」を旧字にしたのには意味があるのか。

(事務局)

- ・円山という標記は、東山西麓から知恩院より南に位置し、安養寺・双林寺に加え、真葛ヶ原から祇園社に至る一帯の地域名称として用いている。この円山と区別するため、圓山という標記を用いた。

(各委員)

- ・了解。

(2) 名勝円山公園の保存管理方針について

1) 資料説明

- ・事務局から、資料3・資料4について説明

2) 質疑・応答

A

- ・ご意見やご質問等があれば伺いたい。

C

- ・全ての区域の保存管理方針にいえることであるが、地形・地割について、「園地、園路等は原状復旧等の必要性が確認された場合は」とあるが、原状復旧とは、現況に戻すという意味か。現状の状態が必ずしも良い状態ではないと思うが。

(事務局)

- ・園地、園路については、再整備（修復）という抜本的な整備を行うというのではなく、公園利用上、また、景観上、課題が把握された場合は維持管理の範囲で対応していくということである。

A

- ・維持管理とは、どのような内容を想定しているのか。

(事務局)

- ・例えば、園路舗装に課題が生じた場合、今までの舗装構成を変更することなく、その現況に復旧するような行為を想定している。

D

- ・円山公園には、園池の植栽など、毎年変化が生じるものもある。それらも含めて維持管理を行うことで公園全体の保存管理につながるとは考えにくい。維持管理という用語の使い方を整理しないとイケない。
- ・例えば、市民の森では、水路の部分に石を積んでいる現状がある。そのような現状は本来であれば見苦しい空間であるが、そのような現状を維持するということであるならば、円山公園の魅力という意味からしても問題である。

C

- ・園池の地形・地割の保存管理方針に、「発掘調査等により…」とあり、作庭当時の地形・地割が確認された場合は可能な限り往時の状況に戻すとある。それを踏まえると、園路舗装も重要な要素であるが、維持管理の範囲にとどまる部分もあろうかと思う。

A

- ・維持管理を意味する範囲が、「往時とは変化していることは理解しているが、そのままにしておこう」ということなのか、「本質的価値に関わる箇所として保存管理する」ということなのか、用語の使い方を明確にしたほうがよい。
- ・現地視察で確認した箇所には、護岸石が流亡したため石を据えているところもあった。あのような箇所は本来の姿ではないと思う。そのような具体にどうしていこうと考えているのかについては、再整備（修復）計画で提示されるものであると考えている。

D

- ・次のレベルの話になると思うが、現況をどう評価するかによって、修復で済む範囲と、抜本的に整備せざるを得ない範囲が出てくる。
- ・資料3では、サクラも含めて維持管理していくという表現になっている。しかし、現状のサクラには非常に樹勢が弱まっているサクラもあり、市民や観光客がそのサクラの状態を痛々しいと感じていると思う。あのサクラを管理することは、維持管理の範囲では収まらないし、抜本的な改良が必要であると感じている。

A

- ・本来、こういう場合は「適正な管理を行う」という言い方をする。
- ・用語の使い方について共有が出来ていないので、認識のギャップがある。用語の使い方を再度整理いただきたい。

C

- ・構成要素の工作物にサイン類が挙げられているが、保存管理方針にサイン計画についての方針を記載する必要がある。
- ・構成要素にも挙げられているので、保存管理方針でもサイン計画に対する考え方について多少触れていただきたい。

(事務局)

- ・了解。サイン計画については、利活用の所でしょうと考えていた。保存管理方針でも記載する必要があると考えるので対応する。

E

- ・建築物・工作物の保存管理方針は、音楽堂などの規模が大きいものと、サイン類などの規模が小さいものに対する保存管理の考え方が一緒に記載されているためわかりにくい。項目を増やすことは大変だが、整理してかき分けてもらいたい。

B

- ・植治の庭にとって水量は非常に重要な要素である。現状の水量は少なすぎるので、水量の確保に努めてほしい。

A

- ・園池の水系に関する保存管理方針で、水源・水量の確保について記載されている。今後、再整備（修復）計画で具体的な課題として挙げられると思うので、その際に再度指摘いただきたい。

E

- ・6頁に「ラジオ塔・時計塔・飲水鉢等の工作物を維持管理する」とあるが、これは今後も残していくという方針で書かれているのか。
- ・構成要素として挙げるということは、今後も残していくということを明示することであると思うが、判断が難しいものもあるので全ての工作物を記載する必要があるのか。

A

- ・色々な事情はあるのはわかる。保存管理計画として、本来あるべきものかどうかという判断について一定の方向性は示しておく必要がある。

E

- ・音楽堂も、今後も継続して維持管理していく予定なのか。
- ・音楽堂は、歴史的にも、公園としても意味のあるものではあるが、利用しないまま置いておくだけの価値を認める事が出来るのか。そういう点で判断しないといけないのではないか。

A

- ・これは大きな問題であるが、音楽堂については、ラジオ塔や時計塔のように寄付されたものとは異なるので、いずれかの段階では一定の見解は出さないとはいけない。
- ・今後どのように活用していくのか、その考え方の是非については再度委員会でも議論した上で、保存管理計画としてどう記載するか判断を委員会でしたい。

E

- ・8頁の市民の森に、「繁華街に近い立地を活かし、にぎわいの創出を図る」と書いている。市民の森ににぎわいをつくるのが良いのかどうか、個人的には八坂神社の背景林として、市民が憩える森で良いのではないかと思う。

A

- ・それも大きな問題である。名勝地に大きな集客施設を整備するという考え方は適切ではない。市民の森におけるにぎわいとはどういう意図を持っているのかに関わる。

E

- ・繁華街に近い立地とまで書いているので、繁華街につながるにぎわいとも読めなくはない。

D

- ・5頁に「伝統的技術の保存継承の観点から、可能な限り往時の材料・工法を用いる」とある。円山公園に新しい材料を導入する必要性は無いし、「全面的に植治の伝統技術を持って再整備を行なう」というような意識で再整備（修復）を行なうというのであれば重要な視点であるが、財政面等、行政的な立場として可能なのか。

A

- ・名勝であるので、基本的に修理する際は在来材料を使い、在来工法で行う。名勝の修理の工法に則って行えば良いという表現の一部だと考える。

(青木調査官)

- ・毀損箇所修復の際に、在来工法であると長持ちしないという場合現代工法を入れる場合もある。「可能な限り」という判断が良いと思う。

A

- ・現地視察を踏まえると、日常管理がいかに重要かという事がわかる。再整備（修復）を行っても、その後の管理が重要であることをどこかに記載すべきである。名勝であるので、鑑賞的価値がないとはいけない。

D

- ・管理できないで大きくなっている樹木は除去することも視野に入れて、再整備の中で樹木の取扱いについて整理をして行かないといけない。

- ・絶えず維持管理をすると記載するならば、施策として魅力的な円山公園の再整備や維持管理をするための担保として整合性を図って行かないといけない。
- ・圓山山麓の部分は、自然の景色を大切にして工作物などの人の手を入れることを極力少なくする一方で、園池についてはきっちり管理をしていく仕組みの位置づけを、行政的に考えて行かないといけない。
- ・オリンピック等のためだけの取り組みで終わらないように、魅力的な円山公園を継承できる仕組みも踏まえていただきたい。

A

- ・委員会として、今後どのように議論を深めていくのか、そのプロセスについて共有しておく必要がある。

(事務局)

- ・本日の委員会では、参考資料2「名勝円山公園保存管理計画目次構成(案)」で示す、保存管理の基本方針と構成要素について主に議論いただいている。なお、第3回委員会では、保存管理の方法、現状変更等の取扱方針及び基準、指定地外の周辺環境の構成する要素の保存管理について議論いただきたい。また、併せて、再整備（修復）についても第3回委員会で意見を伺いたいと考えている。
- ・また、委員Dから指摘いただいた体制のあり方についても、再整備（修復）のなかで具体的に話をさせていただきたい。

A

- ・委員Dからご指摘があったことは、今後どういう体制で公園の維持管理をしていくかという「運営及び体制」に関わると思う。本委員会で指摘をいただければ今後の資料づくりに役立つと思う。

C

- ・植栽・植生について、安全性や防犯についても保存管理方針を定める必要がある。
- ・防犯という意味では、ヨーロッパ等では、2m以下の枝はすべて剪定するという管理を行っている事例もある。あまりやり過ぎると雰囲気が出ないが、安全性や防犯という視点からも保存管理方針を定めておく必要がある。

A

- ・各区域の保存管理方針では、具体的にどういう空間にするのかというイメージを提示する必要がある。
- ・また、安全性や防犯については、本来必要のない生垣を取ることで、空間性が生まれるとともに、安全性の確保にもつながる。見通せることによって、安全性と文化財としての価値が上がる。

D

- ・過密スケジュールではあるが、各区域の場所性に応じて議論を深め、その結果を事務局がとりまとめていくという手順を入れたほうがよいのではないかと。

A

- ・再整備計画の中で、具体的に検討することになるかと思うが、まだまだ議論を深める必要がある。

C

- ・各区域の植栽・植生の目標像を示す必要がある。

E

- ・各区域の保存管理方針を定めることも必要であるが、円山公園全体としての大きな目標はなくもいいのか。

A

- ・保存管理計画において、保存管理、再整備（修復）を検討する上で大きな目標像が必要であると思うが、どう表現するのか。
- ・市民がどんな期待を込めて来られたのか、どういう事に感動して、どういう景観を楽しんでいるのか。動線も含め、名勝円山公園に対する市民の受け止め方というのが公園の価値である。どう表現するかは難しいが、リアリティのある目標でないといけない。

D

- ・利用面からいえば、利用者の動線を踏まえた資料の取りまとめになっていないように感じる。議論を深めていく中で全体が読み取りにくい資料のまとめ方になっているのではないかと。

(事務局)

- ・資料の構成としては、まず区域区分ごとで保存管理のあり方についてまとめている。今後区域を横断した内容については活用の中で位置づけをしていきたい。

A

- ・そういう論議が出て来るという事は、そういう事がないと読み取りにくいという事であるので、一度頭出しをしておく必要はあるのではないかと。資料の全体像を把握し議論を深めていくためにも資料構成を整理していただきたい。

E

- ・区域の順番には意味があるのか。

(事務局)

- ・本質的価値の時代順に関係の深い区域から順に記載している。

A

- ・最後に調査官から一言お願いしたい。

(青木調査官)

- ・範囲も広く、作業としては難しい部分もあると思う。書かれていることは最もだと思うが、人が実際に移動している姿がわかりにくい。机上で議論を深めてしまっている感じがするので、もう少し利用動線等の資料を追加するなど、現場の様子がもう少し資料に反映されればよいと考える。
- ・本質的価値の構成要素を、名勝公園と都市公園に関係するものに区分しているが、一般的には、本質的価値を構成する重要な要素と、それ以外の要素に区分する。本質的価値の核になる要素とそうでない要素がひとまとめになっているので、どれが重要なのがかりにくくなっている。強弱をつけられた方が良いのではと感じた。今後の検討に活かしていただければ幸いである。

A

- ・本資料では、本質的価値を構成する要素を、誰が見てもわかりやすいように名勝公園と都市公園に関する要素として敢えて整理した面もある。調査官の指摘も踏まえ、今後の資料作成に活かしていただきたい。

(岸岡副課長)

- ・表現の中で評価についてきっちり触れて方が、わかり易いと思う。
- ・保存管理方針の文末は、保存管理を行う、維持管理を行う、適正化を進める、3つの表現になるよう工夫されたと思う。今後再整備(修復)等の取り組みや補助等を念頭に置きながら、検討された結果と思うが、その前段に評価をいければ、色々な事が前に進むのではないかと思う。
- ・また、「保存管理方針の考え方」で「八坂の往来の要所としての本質的価値の評価」が、現状として低い評価になっており、その一方で「公園としての本質的価値の評価」がかなり高い評価になっている。この認識についても各委員から意見をいただき、委員会として共通の理解等を提示するなどのことから始めていただければと思う。

A

- ・本日は重要な指摘をいただいたので、次回委員会資料に反映していただきたい。以上で議事を終了し、進行を事務局に戻す。

3 閉会

(1) 第3回委員会の日程調整

- ・5月7日(木)午後で開催することとした。
- ・なお、後日改めて案内をさせていただくこととした。

(2) 閉会